

四	三	二	一	○
發行方 法	用振替 法の適	の法發号名 條律行稱及 項及の び根 そ拠記	省令第 國債の發 行條件等 三十 十八年 八を年 年次四 五月と 十月 三月 財務大 臣	財務省告示 第百五十一 号

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
 市め別つ入入。格替適下へ債項律計号法め當四政六付
 場る参て札札に以を機用平、第ニ律のに号法回
 特も加、と發よ下競闘を振成株二関第ヘ公必一
 別の者財同行る争は受替十三式十す三平債要第昭
 参にご務時一發価に日け法等三る条成のな四和
 加よと大にと行格付本る一號法第二發財条二
 者るに臣行い競し銀もと法振替一十行源第十
 •發応がわう以争て行のう。法律第七
 第行募各れ。下入行ととう。行に
 I(限國る、「札わする。)十
 非度債入価価「れる。の
 価額市札格格とる。そ規
 格國を場で競競い入の定法

の法發号名
 條律行稱及
 項及の
 び根
 そ拠記

平成二十三年五月
 行條件等
 二十
 八年
 八を年
 年次四
 五月と
 十月
 三月
 財務大
 臣

省令第
 國債の發
 行條件等
 三十
 十八年
 八を年
 年次四
 五月と
 十月
 三月
 財務大
 臣

第百五十一
 号

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

法め當四つ定う額
 律のに億いにち面
 第公必七て基、金
 三債要千はづ財額
 条のな七、き政で
 第発財百額発法一
 一行源二面行第兆
 項のの十金し四二
 の特確万額た条十
 規例保円で利第九
 定にを、五付一億
 に關國財百國項円
 基する政四債の
 づるた運十に規

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

争非者特国行	争非者特国入価込	行争非者特国
入価・別債	入価・別債札格	入価・別債
札格第参市	札格第参市発競金	札格第参市
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場行争額	発競Ⅱ加場
		発競Ⅰ加場

八

十九

億

二千

七

百

七

万

円

九円一

百兆

八二

百九

十九

億十

千億

六九

百四

万四

五百

五十

万

でた条特円いに關図財七つ定す四はき
 八利第別て基する政億いにる千、發
 十付一會、づるた運七て基法五額行
 七国項計額き法め營千はづ律百面し
 億債のに面發律のに七、き第十金た
 円に規関金行第公必百額發四万額利
 つ定す額し三債要七面行十円で付
 いにるでた条のな十金し六、八國債
 て基法九利第發財万額た条特千債
 、づ律百付一行源円で利第別九に
 額き第六国項のの五付一會百
 面發四十債の特確百國項計十
 金行十四に規例保六債のに六い
 額し六億つ定にを十に規関億て

十 四	十 三 二	十 十 口 イ 一	十 十 發	九 八
初	の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発			振 額 最
期	払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行			替 低 行
利	込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價			額 単 面
子	み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日			位 金
期 平	る 定 り 払 募 年	一 額 錢 額	平 す 額 の 振	五
と 成	。 す 算 込 入 ○	錢 面 以 面	成 る の 記 替	万
し 二	る 出 金 決 ·	金 上 金	二 。 整 載 法	円
、 十	期 し 額 定 四	額 の 額	十 数 又 の	
次 八	日 た に の パ	百 そ 百	八 倍 は 規	
の 年	に 金 加 通 ।	円 れ 円	の 記 定	
算 九	払 額 え 知 セ	に ぞ に	金 錄 に	
式 月	い を 、 を ン	つ れ つ	額 は よ	
に 二	込 第 次 受 ト	き の き	に 、 る	
よ 十	む 二 の け	百 応 百	よ 最 振	
り 日	も 十 算 た	二 募 二	る 低 替	
算 を	の 号 式 者	円 價 円	も 額 口	
出 支	と に に は	六 格 四	の 面 座	
し 払	す 規 よ 、	十 十	と 金 簿	

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100 \times 365}$$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期參所金金期 利期
日加支額限 子以

平 財 日額平利てを毎
成 務 本面成子、支年
二 大 銀金四をそ払三
十 臣 行額十支の期月
八 か 百八払日と二
年 ら 円年う以し十
四 通 に三。前、日
月 知 つ月六各及
二 を き二月支び
十 受 百十間払九
五 け 円日 に期月
日 た 属に二
者 すお十
るい日

規下は期た
定、が金
す次そ銀額
る号の行を
期及翌休
日び営業
に第業日
つ十日に
い六にた
て号支當
同に払た
じおうる、
いへと支
て以き払

$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100 \times 2}$